

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日の翌日)

## 目次

- ◇規則 職員給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則  
職員職の設置等に関する規則の一部を改正する規則  
現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- ◇教委規則 鳥取県立図書館規程等の一部を改正する規則  
現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- ◇県議会規則 鳥取県議会議事事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則
- ◇代表監査委訓令 鳥取県監査委員事務局組織規程の一部を改正する規則

## 規則

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和五十二年一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第三号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十一年十二月鳥取県条例第四十九号)の施行期日は、昭和五十二年一月二十五日とする。

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第四号

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置等に関する規則(昭和三十九年二月鳥取県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表第一号中「主査」を削り、「現金取扱員」の下に「現業主幹」を加え、同表第二号中「主計員」の下に「総務室主任」を加え、同表第三号中「農業技術調整員」の下に「専門研究員」を、「薬剤長」の下に「技幹」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

#### 鳥取県規則第五号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「別表第二に定める標準的な職務の等級分類基準」を「別表第二の職務の等級分類表」に改める。

第三条中「別表第二職務の等級の分類基準表に定めるところに従い」を「別表第二の職務の等級分類表に基づき」に改める。

第三条の二第三項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

別表第一を次のように改める。

## 別表第一 (第二条関係)

## 現業職給料表

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	—	93,800	68,400	—
2	160,700	98,500	70,300	63,400
3	167,100	103,300	72,300	65,200
4	173,500	108,100	74,300	67,000
5	180,000	112,900	76,900	68,400
6	186,500	117,700	79,700	70,300
7	193,200	122,400	82,500	72,300
8	199,900	127,100	86,000	74,300
9	206,600	131,300	89,700	76,900
10	213,400	140,300	93,800	79,700
11	220,200	145,600	97,900	82,500
12	226,900	151,000	101,700	84,800
13	233,600	156,400	105,500	89,700
14	240,300	165,500	109,200	93,800
15	246,900	171,700	117,700	97,900
16	252,200	178,100	122,400	101,700
17	257,500	184,500	127,100	105,500
18	261,100	190,900	131,300	109,200
19	264,700	197,300	135,400	117,700
20		203,600	145,600	122,400
21		209,900	151,000	127,100
22		216,000	156,400	131,300
23		222,100	161,800	135,400
24		226,900	167,200	139,500
25		231,700	172,500	143,600
26		235,100	177,800	147,700
27		238,500	182,800	151,300
28		241,900	187,300	154,900
29			191,800	158,300
30			195,100	161,700
31			198,200	164,600
32			201,200	167,500
33			203,500	169,600
34			205,800	171,700
35			208,100	173,800

別表第二を次のように改める。  
別表第二(第二条、第三条関係)

職務の等級分類表

職務の等級	職	務
特一等級	現業主幹の職務	
一等級	一 車庫長、車庫主任、守衛長、副守衛長、交換室長、印刷技手長又は用務主任の職務 二 困難な業務を行う自動車整備士の職務 三 困難な業務を行う運転士、守衛、交換手、印刷技手、技工、工業技手、畜産技手、繭検技手、道路技手、ボイラ技士、調理士、農業技手、調理員、医療助手、用務員、寮母又は検査助手の職務	
二等級	一 自動車整備士の職務 二 相当困難な業務を行う運転士、守衛、交換手、印刷技手、技工、工業技手、畜産技手、繭検技手、道路技手、ボイラ技士、調理士、農業技手、調理員、医療助手、用務員、寮母又は検査助手の職務	
三等級	運転士、守衛、交換手、印刷技手、技工、工業技手、畜産技手、繭検技手、道路技手、ボイラ技士、調理士、農業技手、調理員、医療助手、用務員、寮母又は検査助手の職務	

別表第三の表中「六六、〇〇〇円」を「七〇、三〇〇円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の現業職員の給与に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定(別表第二の職務の等級分類表の特一等級の項を除く。)及び附則第十一項の規定による改正後の現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(昭和五十一年五月鳥取県規則第三十六号)の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。
- 昭和五十一年四月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の等級が特一等級である職員の切替日における職務の等級は、一等級とする。  
(特定の号給等の切替え等)
- 前項に規定する職員の切替日における号給又は給料月額は、切替日の前日においてその者が受けていた号給又は給料月額(以下「旧号給等」という。)に対応する附則別表第一の新号給等欄に定める号給又は給料月額とする。
- 前項の規定により切替日における号給又は給料月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の規則第三条の二第五項の規定によりその例によることとされている職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)第四条第六項若しくは第八項ただし書又は附則第十項の規定の適用については、旧号給等を受けていた期間(知事の定める職員にあつては、知事の定める期間を増減した期間)を切

替日における号給又は給料月額を受ける期間に通算する。

(切替期間における特定の異動者の号給等)

6 切替日からこの規則の施行の日(以下「規則施行日」という。)の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の現業職員の給与に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により、特一等級への異動をした職員については、前三項の規定を准用する。この場合において、附則第三項中「昭和五十一年四月一日(以下「切替日」という。))の前日においてその者が属していた職務の等級が特一等級である」とあるのは「切替期間において特一等級への異動をした」と、「切替日に」とあるのは「当該異動の日(以下「異動日」という。)」と、附則第四項中「切替日に」及び「切替日の前日に」とあるのは「異動日に」と、前項中「切替日」とあるのは「異動日」と読み替えるものとする。

(特定切替日における特定の号給等の切替え)

7 附則第四項の規定により切替日における号給又は給料月額を決定される職員のうち、改正前の規則の規定により切替日又は昭和五十一年七月一日(以下この項において「特定切替日」という。))にその受ける号給又は給料月額に異動のあつた職員の特定切替日における号給又は給料月額は、同項の規定によりその者が受ける号給又は給料月額に対応する附則別表第二の新号給等欄に定める号給又は給料月額とする。

(規則施行日以降の特定の異動者の号給等)

8 附則第三項又は第六項に規定する職員で、規則施行日以降において、特一等級への異動をすることとなるものの当該異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、知事が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

9 切替期間において、改正前の規則の規定により、新たに給料表の通用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、知事の定める職員の改正後の規則の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、知事が定める。

(昇給期間の特例)

10 当分の間、一等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員については、その者が現に受けている号給又は給料月額を受けるに至つた時から十二月(昭和五十一年九月三十日において一等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けている職員の「同」年十月一日以降における最初の昇給にあつては、十八月)を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、一等級の給料の幅の最高額を超えて昇給させることができる。

(現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

11 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を次のように改正する。

附則別表第一の暫定給料月額欄を次のように改める。

暫定給料月額	円
134,900	
159,400	
79,000	
112,900	
140,300	
66,500	
86,000	
112,900	

附則別表第一 号給等の切替表

特1等級から1等級となる職員の号給等の切替表

旧 号 給 等	新 号 給 等
11 号給	22 号給
12	23
13	25
14	27 円
15	245,300 円
16	248,700
17	255,500
18	258,900
19 円	262,300
251,000	265,700

(給与の内払)  
 12 職員が、改正前の規則又は改正前の現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の規則又は改正後の現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の規定による給与の内払とみなす。  
 (その他)  
 13 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附則別表第二 特定の号給等の切替表

職務の等級	旧 号 給 等	新 号 給 等
1 等級	22 号給	23 号給
	23	25
	25	27 円
	27 円	245,300 円
	245,300 円	248,700
	248,700	255,500
	255,500	258,900
	258,900	262,300
	262,300	265,700
	265,700	269,100

教育委員会規則

鳥取県立図書館規程等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年一月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第一号

鳥取県立図書館規程等の一部を改正する規則

(鳥取県立図書館規程の一部改正)

第一条 鳥取県立図書館規程(昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第

八号)の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表(第七条関係)」に改め、同表第一号中「主任」の下に「・現業主幹」を加え、同表第三号中「技師」を「電気技師」に改める。

(鳥取県立青年の家の管理運営に関する規則の一部改正)

第二条 鳥取県立青年の家の管理運営に関する規則(昭和三十七年九月鳥取県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第五条中「主事」の下に「・現業主幹」を加える。

(教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第三条 教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則(昭和四十四年十二月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第二号中「室長」の下に「・企画広報室主任・総務室主任・国民体育大会準備室主任・事務主任」を加え、同表第三号中「技師」を「建築技師」に改める。

(鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部改正)

第四条 鳥取県立博物館の管理運営に関する規則(昭和四十七年九月鳥取県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表(第六条関係)」に改め、同表第一号中「主任」の下に「・現業主幹」を加え、同表第三号中「学芸員」を「専門学芸員・学芸員」に、「技師」を「機械技師・電気技師」に改める。

(鳥取県教育研修センターの管理運営に関する規則の一部改正)

第五条 鳥取県教育研修センターの管理運営に関する規則(昭和四十八年三月鳥取県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表(第六条関係)」に改め、同表第一号中「主

任」の下に「・現業主幹」を加え、同表第三号中「技師」を「電気技師」に改める。

(鳥取県立学校管理規則の一部改正)

第六条 鳥取県立学校管理規則(昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「介助職員」の下に「・現業主幹」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年一月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

#### 鳥取県教育委員会規則第二号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年十一月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「別表第二に定める標準的な職務の等級分類基準」を「別表第二の職務の等級分類表」に改める。

第三条第二項中「別表第二に定めるところに従い」を「別表第二の職務の等級分類表に基づき」に改め、同条第四項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

別表第一を次のように改める。

## 別表第一 (第二条関係)

## 現業職給料表

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	—	93,800	68,400	—
2	160,700	98,500	70,300	63,400
3	167,100	103,300	72,300	65,200
4	173,500	108,100	74,300	67,000
5	180,000	112,900	76,900	68,400
6	186,500	117,700	79,700	70,300
7	193,200	122,400	82,500	72,300
8	199,900	127,100	86,000	74,300
9	206,600	131,300	89,700	76,900
10	213,400	140,300	93,800	79,700
11	220,200	145,600	97,900	82,500
12	226,900	151,000	101,700	84,800
13	233,600	156,400	105,500	89,700
14	240,300	165,500	109,200	93,800
15	246,900	171,700	117,700	97,900
16	252,200	178,100	122,400	101,700
17	257,500	184,500	127,100	105,500
18	261,100	190,900	131,300	109,200
19	264,700	197,300	135,400	117,700
20		203,600	145,600	122,400
21		209,900	151,000	127,100
22		216,000	156,400	131,300
23		222,100	161,800	135,400
24		226,900	167,200	139,500
25		231,700	172,500	143,600
26		235,100	177,800	147,700
27		238,500	182,800	151,300
28		241,900	187,300	154,900
29			191,800	158,300
30			195,100	161,700
31			198,200	164,600
32			201,200	167,500
33			203,500	169,600
34			205,800	171,700
35			208,100	173,800



別表第二を次のように改める。

別表第二(第二条、第三条関係)

職務の等級分類表

職務の等級	職	務
特一等級	現業主幹の職務	
一等級	一 困難な業務を行う自動車整備士の職務 二 困難な業務を行う運転士、ボイラ技士及び現業主事の職務	
二等級	一 自動車整備士の職務 二 相当困難な業務を行う運転士、ボイラ技士及び現業主事の職務	
三等級	運転士、ボイラ技士及び現業主事の職務	

別表第三の表中「六六、〇〇〇円」を「七〇、三〇〇円」に改め、「六二、二〇〇円」を「六五、二〇〇円」に改める。

附則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の現業職員の給与に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定(別表第二の職務の等級分類表の特一等級の項を除く。)及び附則第十二項の規定による改正後の現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(昭和五十一年一月鳥取県教育委員会規則第一号)の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

(特定の職務の等級の切替え)

- 昭和五十一年四月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の等級が特一等級である職員の切替日における職務の等級は、一等級とする。

(特定の号給等の切替え等)

- 前項に規定する職員の切替日における号給又は給料月額は、切替日の前日においてその者が受けていた号給又は給料月額(以下「旧号給等」という。)に対応する附則別表第一の新号給等欄に定める号給又は給料月額とする。

- 前項の規定により切替日における号給又は給料月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の規則第三条第六項の規定によりその例によることとされている職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)第四条第六項若しくは第八項ただし書又は附則第十項の規定の適用については、旧号給等を受けていた期間(教育委員会の定める職員にあつては、教育委員会の定める期間を増減した期間)を切替日における号給又は給料月額を受ける期間に通算する。

(切替期間における特定の異動者の号給等)

- 切替日からこの規則の施行の日(以下「規則施行日」という。)の前日までの間(以下「切替期間」という。)において改正前の現業職員の給与に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により、特一等級への異動をした職員については、前三項の規定を準用する。この場合において、附則第三項中「昭和五十一年四月一日(以下「切替日」という。))の前日においてその者が属していた職務の等級が特一等級である」とあるのは「切替期間において特一等級への異動をした」と、

「切替日」とあるのは「当該異動の日(以下「異動日」という。）」に  
と、附則第四項中「切替日」及び「切替日の前日」とあるのは「異  
動日」と、前項中「切替日」とあるのは「異動日」と読み替えるもの  
とする。

(特定切替日における特定の号給等の切替え)

7 附則第四項の規定により切替日における号給又は給料月額を決定され  
る職員のうち、改正前の規則の規定により切替日又は昭和五十一年七月  
一日(以下この項において「特定切替日」という。)にその受ける号給  
又は給料月額に異動のあつた職員の特定切替日における号給又は給料月  
額は、同項の規定によりその者が受ける号給又は給料月額に対応する附  
則別表第二の新号給等欄に定める号給又は給料月額とする。

(規則施行日以降の特定の異動者の号給等)

8 附則第三項又は第六項に規定する職員で、規則施行日以降において、  
特一等級への異動をすることとなるものの当該異動の日における号給又  
は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、教育委員会が定める。  
(切替期間における異動者の号給等)

9 切替期間において、改正前の規則の規定により、新たに給料表の適用  
を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号  
給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、教育委員会の定める職  
員の改正後の規則の規定による当該適用又は異動の日における職務の等  
級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、教育  
委員会が定める。

(昇給期間の特例)

10 当分の間、一等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受

ける職員については、その者が現に受けている号給又は給料月額を受け  
るに至つた時から十二月(昭和五十一年九月三十日において一等級の最  
高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けている職員の同年十月  
一日以降における最初の昇給にあつては、十八月)を下らない期間を良  
好な成績で勤務したときは、一等級の給料の幅の最高額を超えて昇給さ  
せることができる。

(現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

11 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を次のよう  
に改正する。

附則別表第三の暫定給料月額欄を次のように改める。

暫定給料月額	
79,000	円
112,900	
140,300	
66,500	
86,000	
112,900	

(給与の内払)

12 職員が、改正前の規則又は改正前の現業職員の給与に関する規則の一  
部を改正する規則に基づいて、切替日以後の分として支給を受け  
た給与は、改正後の規則又は改正後の現業職員の給与に関する規則の一  
部を改正する規則の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

13 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し  
必要な事項は、教育委員会が定める。

附則別表第二 特定の号給等の切替表

職務の等級	旧号給等	新号給等
1等級	22	23
	23	25
	25	27
	27	245,300
	245,300	248,700
	248,700	255,500
	255,500	258,900
	258,900	262,300
	262,300	265,700
	265,700	269,100

附則別表第一 号給の切替表

特1等級から1等級となる職員の号給等の切替表

旧号給等	新号給等
11	22
12	23
13	25
14	27
15	245,300
16	248,700
17	255,500
18	258,900
19	262,300
251.000	265,700

県議会規則

鳥取県議会議事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年一月二十五日

鳥取県議会議長 土谷 栄一

鳥取県議会規則第一号

鳥取県議会議事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県議会議事務局の組織等に関する規則(昭和四十三年十一月鳥取県議会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第四条中「課長」を「課長」に、「車庫主任」を「現業主幹」に、「衛視」を「衛視長」に改める。

第五条中第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 参事は、上司の命を受け、重要な局務に従事する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

代表監査委員訓令

鳥取県代表監査委員訓令第一号

鳥取県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和五十二年一月二十五日

鳥取県代表監査委員 竹 内 勉

鳥取県監査委員事務局組織規程の一部を改する訓令

鳥取県監査委員事務局組織規程（昭和四十七年三月鳥取県代表監査委員訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「次長」の下に、「参事」を加える。

第五条中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 参事 上司の命を受け、重要な局務に従事する。

附 則

この訓令は、昭和五十二年一月二十五日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月八百円（送料を含む。）】